

# みやけ

MIYAKE



INTERVIEW

吉弘 副町長

takuo  
yoshihiro



今年4月1日付けで、三宅町の副町長に新たに吉弘拓生さんが就任しました。かつては福岡県うきは市役所で、地域活性化・産業振興・観光事業などに携わり、群馬県下仁田町役場で副町長を務め平成31年4月から総務省の外郭団体である一般財団法人地域活性化センターで全国の地域活性化、とりわけその人材（住民・職員）育成に関わってこられました。今回、内閣府の「地方創生人材支援制度」による派遣により、三宅町に着任された吉弘副町長に、今までの経歴や三宅の印象についてお聞きしました。

（インタビュー…三宅町地域おこし協力隊 山川達也）

## 副町長インタビュー

# ラジオDJから まちづくりの世界へ

—かつてはラジオDJや森林組合の職員をされていたとお聞きました。今のよう な仕事に取り組むことになったきっかけを教えてください。

私は福岡県久留米市出身です。大学1年生のときからラジオパーソナリティをやっていて、当時は3番組を持ってました。いわゆるDJで、音楽をかけてお便りを読

んで、というラジオ番組ですね。その後、大学を卒業して、浮羽森林組合の職員になりました。昼は森林組合の職員で、夜にラジオをやっていました。実家が製材所で、小さい頃から木材と身近に暮らしてきましたが、祖父から木材の値段がどんどん下がっているというのは聞いていて、それが不思議に思っていたので森の活用法が別にあるんじゃないかと思っていました。健康にも観光にも繋がるような、新しい森づくりの形があるのではないかと思いいその現場である森林組合に入りました。

森林セラピーを導入出来ないかと思いい入庁しました。しかし現場では「木材は家にするためにある」とか、「森を人が歩くなんて考えられない」といった考えが多く簡単に受け入れてもらえませんでした。現場の皆さんの話を聞きながら、こういう可能性もありますよねという「対話」を続けて

いき、3年目ぐらいから「やってみよう」となったタイミングで、うきは市役所に出向になったんです。森林セラピーは、当時の市にとっても大きな目標になったので、その推進のために市の職員の方と、机を並べて仕事をしたのが公務の仕事としては最初ですね。そこには2年半在職し、その途中に市役所に転職しました。





# 森林セラピーなど

## うきは市での取り組み

―うきは市の職員として、森林セラピーと共に取り組まれた事業を覚えていただけたですか。

うきは市は、バナナとパイナップル以外の果物が一年中収穫出来るフルーツ王国なんです。樹上完熟のフレッシュな状態で食べていただくというのが一つ。一方でうきは市には、白壁の町並みが残っているんです。そこで頑張っているお菓子職人さんやパン屋さんもたくさんいらつやって、地元の農家の皆さんと一緒にコラボできないかと考えました。そこで「スイーツ&フルーツコレクション」というマッチングイベントを開催しました。今でこそ地産地消という考え方が一般にも浸透してきたかなと思うんですが、その頃はまだ地元以外の食



と人を繋いで、それが形になるのが好きです。同時に継続性ですね。それぞれがビジネスとして成立して、進化していくというのが大きな目標でした。役所では担当が変わると、事業が滞るということもあります。そうならない継続的な仕掛けというのは心がけていました。

―同時期にはJR九州の寝台列車「ななつ星in九州」に対する取り組みも行われています。こちらのきっかけはどのようなものだったのでしょうか。

2013年頃だったと思います。「どうやら豪華寝台列車が走るらしい」という話があつて、九州内の自治体では誘致合戦が行われていたんです。例えば「うちの特産品を使ってください」などです。しかし、うきは市は財源が少なく、大都市との競走には敵いません。その中で何かできないか住民の皆さんとお話する中で、市内の保育所の先生が、「卒園する園児たちの思い出づくりをしたい」という話になり、「みんなでななつ星in九州に手をふりませんか」となったんです。やり始めた当初はただ列車が通過してただなんですけど、続けるうちに乗務員の判断で、その場所ではブレーキをかけ徐行してくれるようになったらいい。最後にはうきは駅に列車が停車。うきはのフルーツをデザートとして出したいって言うてくれたんです。それが今も続いているんですね。



材を使ったスイーツを作られているお店も多かった。折角地元でフルーツ畑があるのに接点がなく、そこを繋げるお手伝いなら役所で出来るんじゃないかなと思ったんですね。今では人口に占めるスイーツ店舗の割合が日本一になりました。そういう、人





# 全国初の人事により 下仁田町の副町長に就任

—うきは市役所の職員としてそういった取り組みをされる中で、2015年には基礎自治体の市町村から他の市町村へ特別職として招聘される全国初の人事によって群馬県下仁田町副町長に就任されました。この経緯を教えてください。

2015年、地方創生と言う言葉が全国でさけられはじめ、当時の地方創生担当大臣が、国のキャリア官僚を副市町長で派遣するという制度を始めました。それはいけど現場でやってきた人間が色んな地域に行つてスキルを活かして化学反応を起こすというのもありなんじゃないのかという考えで、私が行くことになったと聞いています。当時の市長

室に呼ばれて、「下仁田（しもにた）に行つてもらおう」と言われて。最初は東京の下北沢（しもぎ）でもき（だ）と聞こえたんです。ずいぶんお洒落なところに行くんだとか、今では笑い話ですけど、土地勘もありませ

んでした。ただ私自身が市役所に中途採用で入つて5年目で、副町長という簡単にできる仕事ではないので、自分のキャリアを考えた時にチャンスだと思い決断しました。

—うきは市の場合は生まれ故郷でしたが、下仁田町では初めての土地でのまちづくりとなりました。最初に目につけたのはどういうところでしたか。

まずは街を歩きました。すると飲食店が多かったんですね。人口8000人で飲食店組合に加入している店が90店舗ぐらいあった。もっと特徴的だったのは金融機関が支店も入れて7店舗もありました。人口に対して数が多かった。これは何故だろうと考えた時に、昔から養蚕があつたり、材木を関東に運ぶための私鉄が走っていたり、隣に軽井沢があつて働きのいいたり、経済活動が盛んだつたんですね。

地方創生と聞くと、単に外来のものを持ってくるイメージがあつたので、今地元にあるもので何かできないかと考えました。金融機関が多く立地していることと少子化という課題に対応する施策として、奨学金プロジェクトを立案しました。金融機

関が持っている教育ローンを町民専用、そして低金利で貸していただけないかと支店ごとに相談していったんです。町民専用、低金利で借りれて、借りている期間の金利は町が全額補助するもので返済が始まる時も、条件を満たせば返済した額と相当分を補助します。その財源には企業版ふるさと納税を使いました。令和元年度の地方創生大臣表彰を受賞。金融機関、保護者、町の職員の三者がみんなよくやつてくれました。赴任当初は「この馬の骨だ」みたいな反応もありましたけど、話を続けていくなかで心を開いてくださった。対話をしていくというのが大事だと思います。

—続く2019年4月には、一般財団法人地域活性化センターに移籍され、全国各地で政策アドバイザーを務められています。この転身の経緯はどういったものだったのでしょうか。

うきは市・下仁田町の地域で取り組んできたことを、もっと他の自治体で活かせるのではないかと考えました。私に出来ることがあるんじゃないか、もっと他にも色んな事例があるんじゃないか、そこを繋ぐことによって新しい化学反応が起きたらワクワクすると思うんです。総務省外郭団体であれば、信用度もあって色んな制度を改革していける、市役所ではできないことがあるなと思ったんですね。



# 三宅町の副町長として

—そこではこういったことに取り組まれたのですか？

高知市では、廃校を活用した地域おこし学校として活用しているところがあります。こここの講師として関わりました。私



が何か教えるというよりは、みんなに考えてもらい、「こういう資源がありますよ」という話は伝えつつも、実際にそこに住む皆さんが、「本当にやりたくてやっているんですか？」という問いかけをしています。皆さんがやりたいことを、単に行政に任せるのではなく、「みんな一緒にやりませんか」という内容です。今もそうですが、単に外から色々持ってくるのではなくて、皆さんが一番やりやすい方法や、やりたいことを一緒に考え歩ませていただくというのが私の一番のミッションかなと思っています。

—その後に、三宅町に就任されました。三宅町の印象はどうですか？

皆さん「コンパクト」だとおっしゃいます。人口が6400人、面積が4.06km<sup>2</sup>。役場の執務室からも子どもの笑い声が聞こえてきたり、駅もあって電車も結構走っていてにぎやかです。月に一、二回はゴミ拾いをやっているんですけど、その時も「ご苦労さま」と声をかけてくれたりとか、朝市やMiiMO食堂など町独自の取り組みをやっているところなど、町民の方と話したいと思っています。なんといっても三宅町の魅力は「人」だと思います。

ます。お子さんから人生の先輩まで多世代が暮らすなかでもっと色んなニーズが伺ったり、「これやりたいんだよね」という声を、まちづくりや政策に生かしていく環境を後押ししたいです。珍しいなと思うのは、隣の自治体(田原本・川西)と仲が良いことです。磯城郡内で首長同士も連携していますし、シルバー人材センターや学校も一緒に運営していたりとか、それぞれの強みを活かしつつ補い合っている地域は全国的にも珍しいと思います。

—今後三宅で取り組んでいきたいことは何でしょうか。

町長を補佐していくのと同時に、地域の皆さん、職員の皆さんの伴走者でありたいです。そこをしっかりと支えていくことが、住民の皆さんの暮らしや生活に直結していくことに繋がっていくのだろうと思っています。そのために必要な事例やノウハウやネットワークは持ち合わせているので、皆さんと一緒に夢を語り、まだ見ぬ未来を描き三宅町の可能性を広げていければと思っています。

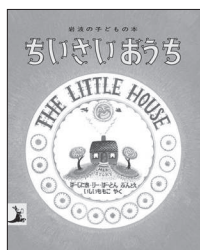






## ■ 図書スタッフの推し本・発掘本

## ● ちいさいうち バージニア・リー・バートン 岩波書店



丸くデイジーの花が並んだ青い表紙が可愛いおなじみの絵本。自分は全く変わらないのに周りが驚くほどに変わっていく。移りゆく変化の中にあっても、ありのままの自分でよかったのだとしみじみと思えるロングセラー。(あ)

## ● あなたの人生、片づけます 垣谷美雨 双葉社



片づけと掃除は永遠のテーマ。それぞれの事情があり片づけを通して人生の問題と向き合い一歩踏み出していく4つの物語。誰かが後押ししてくれると解決することもある。読み終えたら心がスッキリして片づけしたくなる一冊。(と)

## ● 50歳からの私にちょうどいい美容と健康 柿崎こうこ CCCメディアハウス



産まれてから半世紀と少し、身体の変化を感じるお年頃になりました。「もう少し、自分がいいなと思える私になりたい」という著者の言葉が素直に心に入ります。この本にはそのための小さなヒントや工夫がぎゅっと詰まっています。(さ)

## ● ありが 瀬尾まいこ 水鈴社



シングルマザーで子どもと2人の生活は、毎日なにかと幸せですが、他人には見えない葛藤やしがらみにとらわれている。そんな主人公に、子育てしたことがある方は、みなさん共感できるのではないのでしょうか。(ち)

## ■ 新着図書入りました

※ここに掲載している以外にも届いています。

- ・ハムスたんていと かいうニャー 大塚健太/柴田ケイコ Gakken
- ・鳥の夢の場合 駒田隼也 講談社
- ・あこのころの僕は 小池水音 集英社
- ・ポケモン生態図鑑 株式会社ポケモン/きのしたちひろ 小学館
- ・乱歩と千畝 青柳碧人 新潮社
- ・ブレイクショットの軌跡 逢坂冬馬 早川書房
- ・嘘と隣人 芦沢 央 文藝春秋
- ・踊りつかれて 塩田武士 文藝春秋
- ・トラジェクトリー グレゴリー・ケズナジャット 文藝春秋
- ・たえない光の足し算 日比野コレコ 文藝春秋
- ・大接近!妖怪図鑑 軽部武宏 あかね書房
- ・あずきとき 京極夏彦、町田尚子、東 雅夫 岩崎書店
- ・踊れ、愛より痛いほうへ 向坂くじら 河出書房新社
- ・珈琲怪談 恩田 陸 幻冬舎
- ・三河雑兵心得(16) 井原忠政 双葉社
- ・おまつりおばけ くらだかおる、せなけいこ フレーベル館
- ・Nの逸脱 夏木志朋 ポプラ社
- ・ついてくる 小川 育 教育画劇
- ・つかめ!理科ダマン 10 シン・テフン マガジンハウス
- ・かきごおり おまちどおさまふくだじゅんこ WAVE出版
- ・かきごおりペー 海野あした ニコモ
- ・ばけものづかい せなけいこ 童心社

## ● 図書スタッフのつぶやき ●

最近知ったのですが「中秋の名月」は旧暦の8月15日の月を指すのですって。だから実際の満月とずれることもあるし、毎年日付が違うということが起こるそうです。今年2025年の中秋の名月は10月6日・満月は10月7日。一年で最も美しいとされる特別な月を静かに見上げて過ごしたいです。 四姉妹・三女(さ)

## 蔵書検索・利用案内

## ● 蔵書検索

<http://www.lib-eye.net/town.miyake.lib/>



## ● みいも電子図書館

[https://web.dlibrary.jp/miimo\\_lib/](https://web.dlibrary.jp/miimo_lib/)



火 休10/28  
11:00-15:00  
+met

火 10/7  
16:00-18:00  
hiiva

水 休  
12:00-14:00  
カジさんのポタージュ

水 10/8  
11:00-14:00  
hana meshi

水 10/15  
11:30-15:30  
tumugu

水 10/22  
11:30-15:00  
La Casita  
CHIRIN

木  
11:30-18:00  
はなさき + からん

木 10/23  
11:30-15:00  
kitchen nico

金  
11:30-15:30  
base café  
おたがいさん

金 10/24  
17:00-20:00  
近日や

土 10/4  
11:30-15:30  
米粉菓子  
Irodoru

土 10/25  
10:30-15:00  
hiiva

日 10/5  
11:30-15:30  
Tarmy\*

日 10/12  
11:00-15:00  
喫茶1475

日 10/26  
10:00-19:00  
香まめカフェ

MiiMo食堂  
10月出店カレンダー

## 高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

問 健康子ども課 ☎0745-43-3580

### 【接種方法】

#### ○三宅町・川西町の医療機関で受ける方

直接、医療機関で接種予約をしてください。

予診票等は、医療機関に設置しています。

自己負担金は、接種時に医療機関でお支払いください。

#### ○三宅町・川西町以外の県内医療機関で受ける方

事前に健康子ども課で手続きが必要です。

医療機関に接種予約をしてから、自己負担金をお持ちの上、健康子ども課にお越しください。

接種期間：令和7年10月1日(水)～

令和8年1月31日(土)

※期間外の接種は全額自費となります。

料 金：1,500円

※生活保護を受給されている方は、自己負担金が免除されます。接種前に必ず健康子ども課にお申し出ください。

対 象：接種日時時点で三宅町に住民票を有し、次のいずれかに該当する方

①接種日に満65歳以上である方

②接種日に満60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級程度）

申込期間：令和7年10月1日(水)～

令和8年1月30日(金)

平日 8時30分～17時15分

## 高齢者新型コロナ定期予防接種のお知らせ

問 健康子ども課 ☎0745-43-3580

### 【接種方法】

#### ○三宅町・川西町の医療機関で受ける方

直接、医療機関で接種予約をしてください。

予診票等は、医療機関に設置しています。

自己負担金は、接種時に医療機関でお支払いください。

#### ○三宅町・川西町以外の県内医療機関で受ける方

事前に健康子ども課で手続きが必要です。

医療機関に接種予約をしてから、自己負担金をお持ちの上、健康子ども課にお越しください。

接種期間：令和7年10月1日(水)～

令和8年3月31日(火)

※期間外の接種は全額自費となります。

料 金：5,000円

※生活保護を受給されている方は、自己負担金が免除されます。接種前に必ず健康子ども課にお申し出ください。

対 象：接種日時時点で三宅町に住民票を有し、次のいずれかに該当する方

①接種日に満65歳以上である方

②接種日に満60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳1級程度）

申込期間：令和7年10月1日(水)～

令和8年3月31日(火)

平日 8時30分～17時15分

広告

医療法人 **池田医院**

診療時間 月 火 水 木 金 土

皮膚科 9:00～12:00 ● ● ● ● ● (○)

※第一土曜のみあり

**皮膚科**

- アトピー性皮膚炎
- 皮膚そう痒症
- 爪白癬（水虫）
- 帯状疱疹 など

皮膚科往診いたします。

やまもと ようこ 皮膚科専門医  
山本 容子 アレルギー専門医

**美容皮膚科**

- シミ
- 肝斑
- 肌のザラつき
- シワ など
- くすみ
- ニキビ

**しみ取りレーザー  
ケミカルピーリング  
イオン導入**

〒636-0204 奈良県磯城郡川西町唐院 398-1

ホームページ <https://www.ikeda-i.com/>

☎0745-44-1818

医療法人 **池田医院**

内視鏡専門医による**胃カメラ・大腸カメラ**をしています

内科・小児科・消化器内科・腎臓内科

診療時間 月 火 水 木 金 土

内科 午前 9:00～12:00 ● ● ● ● ● ●

内科 午後 17:00～19:00 ● ● ● ● ● ●

腎臓内科 9:00～12:00 ● ● ● ● ● ●

**内科・小児科**

- かぜ
- 発熱
- 生活習慣病
- 高血圧、高脂血症、糖尿病 など

**消化器内科**

- 胃の痛み
- げっぷ、胸やけ
- 吐き気や嘔吐
- 下痢、軟便 など

**腎臓内科**

- 慢性糸球体腎炎
- 急性腎不全
- ネフローゼ症候群
- 血尿・尿蛋白 など

**胃カメラ**

鼻からカメラを入れて  
素に受けられます。  
胃がん検診対応できます。

**大腸カメラ NEW**

便に血が混じる  
下痢、軟便、腹痛など  
大腸がん二次検査対応しています

**名譽院長** 呼吸器科医学博士

**院長** 内科認定医・消化器科専門医  
内視鏡専門医  
内科認定医・腎臓専門医  
透析専門医

いけだ とみかず 池田 富一

いけだ だいすけ 池田 大輔

いけだ なつこ 池田 夏子

〒636-0204 奈良県磯城郡川西町唐院 398-1

ホームページ <https://www.ikeda-i.com/>

☎0745-44-1818

要予約

個別おくすり相談

問 健康子ども課 ☎0745-43-3580

服薬に不安や困りごとはありませんか？  
様々な症状に合わせて、医師から大事なお薬の処方がされています。

加齢とともに、お薬がたくさんでなんの薬かわからない、飲み忘れなどにより薬の数が合わなくなってくる等、服薬に不安や困りごとを感じている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

お薬の専門家 薬剤師による個別相談を実施します。  
持 ち 物：お薬手帳  
(無い場合は、病院で渡されているお薬の説明書)

※下記日程以外で、訪問相談等を希望される場合は、健康子ども課へご相談ください。

日 時：令和7年10月9日(木)

令和7年12月11日(木)

令和8年2月12日(木)

13時30分～15時30分

※各個別相談時間は30分です。

場 所：あざさ苑 1階相談室

料 金：無料

対 象：三宅町在住の高齢者やご家族、その支援者

定 員：各日3名

申込方法：電話または窓口にて

申込期間：相談日の約1週間前まで

10月は「里親月間」です

あなたの家庭のぬくもりを子どもたちに！

問 社会福祉法人天理 里親センターなら ☎0743-85-5567

里親とは、様々な事情から保護者と離れて生活する必要のある子ども達を、家庭に迎え入れて養育する家庭のことです。奈良県では350名を超える子どもが、施設や里親家庭で生活する必要がある、里親養育の担い手を募集しています。

「里親センターなら」では、子どもたちを取り巻く現状や里親制度に関しての無料の説明会(里セツ)を毎月開催しております。

「里親」という家族のカタチ、まずは知ることから始めてみませんか？

問 社会福祉法人天理里親センターなら

住 所 天理市別所町715-3

Mail: foster-support@welfaretenri.com

ホームページ: <https://nara-satooya.com/>

ホームページは  
こちらから



10月

「あざさ苑」からのお知らせ

🍷 お風呂のご案内 🍷

営業時間：11時～21時(受付20時30分まで)  
※次の時間帯は、換気・消毒をするため利用できません。

①15時15分～15時45分 ②17時30分～18時

休業日：6日・13日・20日・21日・27日

問 三宅町社会福祉協議会 ☎0745-43-2078

マイナンバーカード

休日・夜間窓口のお知らせ

| 手 続 き     | 日 時                     |
|-----------|-------------------------|
| 申 請 ・ 交 付 | 10月22日(水) 17時15分～19時00分 |
| 更 新       | 10月26日(日) 9時00分～13時00分  |

※休日・夜間窓口で手続きされる方は、事前の予約が必要です。住民福祉課へお電話ください。

※最終受付時間は、終了30分前になります。

問・申 住民福祉課 ☎0745-44-3073



## 相談窓口

| 相談種類                                        |                                                                                       | 日時                                                                                                                                                                                                                                            | 場所<br>内容                         | 予約・申込期間                                                                               | 予約・申込先<br>お問い合わせ先                                                                     |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1                                           | 人権相談<br>行政相談<br>予約不要                                                                  | 10月16日(木)<br>13時～15時                                                                                                                                                                                                                          | あざさ苑 2階<br>和室                    | 申込不要                                                                                  | 問 住民福祉課<br>☎0745-44-3073                                                              |
|                                             | 人権相談は、人権擁護委員による人権問題に関する相談。<br>行政相談は、行政相談委員による国などの行政機関に対する<br>苦情、要望・意見に関する相談。両相談ともに無料。 |                                                                                                                                                                                                                                               |                                  |                                                                                       |                                                                                       |
| 2                                           | 法律相談<br>要予約                                                                           | 11月25日(火)<br>13時～16時                                                                                                                                                                                                                          | あざさ苑 1階<br>会議室                   | 11月11日(火)～21日(金)<br>9時30分～17時<br>※土日祝を除く                                              | 問 申<br>奈良弁護士会<br>中南和法律相談センター係<br>☎0742-22-2035<br>※予約のキャンセルもこちら                       |
|                                             | 奈良弁護士会の中南和法律相談センターによる無料法律相談。<br>相談時間：一人(組)あたり30分 定員：6人(組)                             |                                                                                                                                                                                                                                               |                                  |                                                                                       |                                                                                       |
| 3                                           | こころとからだの<br>健康相談<br>予約不要                                                              | 月曜日～金曜日                                                                                                                                                                                                                                       | あざさ苑 1階<br>健康子ども課                | 申込不要                                                                                  | 問 健康子ども課<br>☎0745-43-3580                                                             |
|                                             | 保健師がこころとからだの健康に関する相談や血圧測定、尿検<br>査などを実施。                                               |                                                                                                                                                                                                                                               |                                  |                                                                                       |                                                                                       |
| 4                                           | 教育相談<br>要予約                                                                           | 月曜日～金曜日<br>9時～17時                                                                                                                                                                                                                             | 本庁舎 1階<br>教育総務課                  | 随時受付                                                                                  | 申 下記の申込フォーム<br>https://forms.gle/Gb4jMCS4YKN2Cktm7<br><br>問 教育総務課<br>☎0745-44-3079    |
|                                             | 幼児・児童・生徒の家庭や学校での悩み、いじめ問題やその他教<br>育の相談。                                                |                                                                                                                                                                                                                                               |                                  |                                                                                       |                                                                                       |
| 5                                           | 障害者相談<br>(身体障害・知的障害)<br>要予約                                                           | 月曜日～金曜日<br>9時～17時                                                                                                                                                                                                                             | 地域生活支援センター<br>ひまわり<br>三宅町伴堂847-3 | 随時受付                                                                                  | 予約・問<br>地域生活支援センターひまわり<br>☎0745-42-1320                                               |
|                                             | 障害者相談<br>(精神障害)<br>要予約                                                                |                                                                                                                                                                                                                                               | 生活支援センター<br>いろは<br>田原本町保津5-5     |                                                                                       | 予約・問<br>生活支援センターいろは<br>☎0744-32-7753                                                  |
| 障害のある方ご本人や、ご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言などを実施します。 |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                               |                                  |                                                                                       |                                                                                       |
| 6                                           | 小児科医・<br>産婦人科医・<br>助産師<br>オンライン相談                                                     | ★夜 間 相 談：平日18時～22時まで(10分間相談予約制)<br>LINEのメッセージチャット・音声通話・動画通話により相談ができます。                                                                                                                                                                        |                                  |                                                                                       |                                                                                       |
|                                             |                                                                                       | ★いつでも相談：24時間メールによる相談を受け付けます。Webサイトから相談<br>内容をお送りいただくと、24時間以内に小児科医、産婦人科医、<br>または助産師からの回答が送られてきます。<br>町ホームページ：https://www.town.miyake.lg.jp/soshiki/17/1267.html<br>LINEの友達追加で利用できます。三宅町民だけの合言葉で会員登録すると、<br>無料で利用ができます。合言葉については、健康子ども課へお尋ねください。 |                                  |                                                                                       |                                                                                       |
|                                             |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                               |                                  |  |  |
|                                             |                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                               |                                  | 小児科                                                                                   | 産婦人科                                                                                  |

## 困ったらひとりで悩まず行政相談

9月、10月は行政相談月間です。総務省では、県内5カ所で、国の行政などに関する相談を受け付ける1日合同相談所を開設します。アドバイスや専門相談機関をご案内します。相談は**無料・秘密厳守**です。お気軽にご相談ください。

**問** 総務省奈良行政監視行政相談センター  
☎0742-24-1100

詳細は  
こちらから



## 令和8年度 学童保育クラブ 申請受付のお知らせ

☎健康子ども課 ☎0745-43-3580

令和8年4月1日から学童保育クラブを新規または継続して利用を希望される方は、受付期間内に申請書をご提出ください。

受付期間：11月4日(火)～11月18日(火)  
8時30分～17時15分(土日祝日除く)

提出書類：①申請用紙  
②勤務証明書 等  
※勤務証明は勤務先で記入いただく書類です。

配布期間：10月1日(水)～

配布・提出場所：健康子ども課窓口

※申請用紙は健康子ども課窓口で配布、またはホームページに掲載します。

※三宅幼児園5歳児クラスの方は、幼児園から書類一式をお渡しします。

※現在学童に通所している方は、学童からお渡しします。

## おとなの栄養相談

☎健康子ども課 ☎0745-43-3580

管理栄養士による食生活の相談。

健診結果で、食習慣の見直しが必要だと言われた方、食生活を変えたいと思われる方は、お気軽にご利用ください。

日時：10月29日(水) 13時15分～16時15分

場所：あざさ苑 1階相談室

対象：三宅町在住・在勤の方

料金：無料

申込方法：電話・来所・メールにて

申込期間：10月20日(月)まで

Mail：件名に「おとなの栄養相談」、本文に「名前、住所、生年月日、電話番号」を記入

## 【回答はお済みですか？】

国勢調査の回答は10月8日までに

☎総務課 ☎0745-44-2001

国勢調査は、2025年10月1日現在、日本に住んでいる全ての人及び世帯が対象です。回答は、10月8日までにお願いします。(インターネット・郵送でも回答が可能です。)国勢調査の結果は、災害時に必要な物資を備える計画等に利用されるなど、わたしたちの生活の身近なところに役立てられています。

国勢調査については「国勢調査2025キャンペーンサイト」(URL <https://www.kokusei2025.go.jp>)をご覧ください。



詳細は  
こちらから



HP

### 中尾精肉店

☎0745-56-2501  
三宅町上但馬187-5



Instagram





**三宅町内 配達します！**  
但し、2,000円以上のお買い上げで  
当日配達は13時迄にお願い致します。

### 奈良県公立高校入試改革が検討されています

体験授業4回分無料

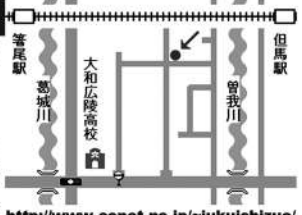
理系女子兼歴女の塾長が  
個人塾の強みを活かした  
学習指導をお約束します

代表：岡本 幸子(おかもと さちこ)  
三宅町但馬492-1 大和広陵高校グラウンド  
東側・約150m

TEL&FAX: 0745-60-0487 <http://www.eonet.ne.jp/~jukuishizue/>

三月の勝者へ  
礎を築こう!!!

## 学習塾の礎




広告



## 10月1日は浄化槽の日です！

問 住民福祉課 ☎0745-44-3077

### 毎年10月1日は「浄化槽の日」です。

この日は、浄化槽に関する制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されたことを記念して、昭和62年に当時の厚労省、建設省及び環境省の3省庁の主唱により設けられました。この日をきっかけにして家庭の浄化槽について考えてみましょう。

### 浄化槽はきちんと点検しましょう

町では、町民の皆さまが衛生的で快適に過ごせる生活環境を守っていくため浄化槽などの適切な管理をお願いしております。

|      |                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------|
| 保守点検 | 浄化槽の点検、調整、消毒剤の補充など、年3回以上しなければなりません。（但し、浄化槽の種類により異なる）                   |
| 清掃   | 浄化槽内の汚泥などを引き抜き、機器類の洗浄を年1回以上実施しなければなりません。                               |
| 法定検査 | 浄化槽が適正に機能しているかを確認するために設置後の水質検査（使い始めてから3カ月～5カ月以内）と毎年1回の水質検査を行わなければならない。 |

※保守点検・清掃を行わないと「6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金」、法定検査を受検しないと「30万円以下の過料」の罰則が浄化槽法で規定されています。

### 浄化槽の正しい使い方

浄化槽で水の汚れを分解・浄化するのは「微生物」です。微生物が元気になれば、水をきれいにする力も強くなります。微生物が働きやすい環境にするために、次のことを注意して浄化槽を使用してください。

- ①トイレの洗浄水は十分な量を流す。
- ②微生物に影響するような薬剤を使用しない。
- ③トイレトーパー以外の異物を流さない。
- ④電源を切らない。また、通気口や空気の取り口はふさがない。
- ⑤マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。
- ⑥消毒剤は切らず、常に消毒されるようにする。
- ⑦台所から油や食べ物くずなどを流さない。

### 浄化槽の保守点検・法定検査について

浄化槽の保守点検及び法定検査については、下記までお問い合わせください。

法定検査、保守点検業者に関しては  
一般社団法人 奈良県環境保全協会  
☎0745-22-5161

保守点検業者・各種届出・浄化槽維持管理相談  
奈良県景観・環境総合センター  
☎0744-47-3790

### 浄化槽清掃・し尿汲み取りは、許可業者で

浄化槽の清掃及びし尿汲み取りについては、関係法令に基づいて所在地の自治体が回収することになっております。三宅町ではこの業務について許可業者に委託をしています。

### 浄化槽の管理についてのお願い

保守点検、清掃、法定検査が必要です  
磯城清掃組合  
☎0742-61-5863  
☎090-7754-6959

### 粗大ごみのリクエスト収集

- 粗大ごみを処分する場合に、電話予約が必要です。
- ① 住民福祉課へ予約の電話をします。
  - ② 収集日時と予約番号をお伝えします。
  - ③ 粗大ごみ処理券を購入し、貼り付けます。
  - ④ 収集日に訪問して収集します。
- ☎0745-44-3077

### リサイクル袋の交換期限

令和8年3月31日まで

※交換をされる方はお早めをお願いします。  
※リサイクル袋は、今後も資源ごみの袋として使うことができます。

## 加齢性難聴について知っていますか？ 聞こえの講話・相談会開催のお知らせ

☎ 保険医療課 ☎0745-44-3074

加齢性難聴は、年齢とともに、音を感じる細胞が少しずつ減っていき、聴力が徐々に低下する現象です。自分では気づきにくい上、放っておくと心身の機能の低下や認知症につながるリスクがあると言われています。

日 時：10月17日(金)

講 話 13時30分～14時30分

相談会 14時45分～(先着5名)

場 所：三宅町保健福祉施設「あざさ苑」  
2階研修室

講 師：奈良県総合リハビリテーションセンター  
言語聴覚士 山崎 亮治 先生

対 象 者：おおむね65歳以上の方及びそのご家族

定 員：30名(相談会は5名)

申込期限：10月14日(火)

定員に達し次第受付終了いたします。

申込方法：電話にて事前申込みをお願いいたします。



## 高齢者の補聴器の購入費を 一部助成します

☎ 住民福祉課 ☎0745-44-3073

対象者（次のすべての要件を満たす方）

- ①町内在住の65歳以上の方
- ②住民税非課税世帯の方
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ④補聴器の必要性を認める医師の証明を受けた方  
(原則として、両耳とも聴力レベルが40dB以上70dB未満であること)

助成内容

補聴器1台分の購入費用の1/2 上限20,000円

申請方法等詳しくは、ホームページをご覧ください  
か、上記にお問い合わせください。



## 農作業機械修繕支援事業補助金 (第2回申請受付のご案内)

☎ 産業共創課 ☎0745-44-3071

農作業機械の長寿命化を目的とした修繕または生産性向上を目的とした改修を実施する農業者へ補助金を交付します。

○補助金額

農作業機械の修繕または改修に要する10万円以上の整備費用の2分の1(上限10万円)

○交付申請受付

10月14日(火)～

予算上限に達し次第終了となります。

補助金の交付には各々要件があります。

詳しくはホームページをご確認ください。





## 大規模な土地取引には 届出が必要です

☎ 奈良県 まちづくり推進局 県土利用政策課  
☎0742-27-8484 (ダイヤルイン)

### 提出期限は契約締結日から2週間以内です

国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む）をしたときは、権利取得者（例えば、買主）は、契約日から2週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

詳しくは、奈良県まちづくり推進局県土利用政策課にお問い合わせください。

ホームページ：<https://www.pref.nara.jp/4928.htm>



詳細は  
こちらから

|                    |                                                                                            |                                   |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 届出が<br>必要な<br>土地面積 | 市街化区域<br>市街化調整区域<br>都市計画区域外                                                                | 2,000㎡以上<br>5,000㎡以上<br>10,000㎡以上 |
| 届出先                | 届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、土地の所在する市町村役場に届け出てください。<br>届出の用紙は役場または奈良県のホームページで入手できます。 |                                   |
| 審査内容               | 土地の利用目的が、国土利用計画法第9条に定める土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。                     |                                   |
| 罰 則                | 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると6カ月以下の懲役、または、100万円以下の罰金に処せられることがあります。                                   |                                   |



## 土木工事等の前には必ず 「周知の埋蔵文化財包蔵地」 の確認を！！

☎ 教育総務課 ☎0745-44-3079

三宅町内には、現在約40カ所の「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在しています。この「周知の埋蔵文化財包蔵地」内で家を建てたり、地面を掘り下げたりなどの土木工事をおこなう際には、文化財保護法により工事開始60日前までに事前の手続きが必要となっています。また、その開発内容によっては、工事の前にあらかじめ発掘調査等にご協力をいただく場合もあります。

そのため、開発しようとする土地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当するかどうかを事前に調べる必要がありますので、必ず教育総務課にお問い合わせください。個人でも「奈良県遺跡地図Web」から調べることができます。

また、埋蔵文化財と思われる出土品を発見した際にも届出が必要となりますので、同様にお問い合わせください。

## 三宅町体育館・健民運動場等の 予約方法が変わります

☎ 教育総務課 ☎0745-44-2210  
奈良スーパーアプリコールセンター  
☎0120-75-1580

三宅町体育館・会議室・三宅健民運動場・テニスコート・ゲートボール場のインターネット予約について、これまで「e古都なら」を利用してきましたが、令和7年12月31日をもってサービスが終了することとなりました。令和8年1月1日以降利用分のインターネット予約は新たに「奈良スーパーアプリ」にて行います。

インターネット予約の利用を希望される方は奈良スーパーアプリのアカウント登録と利用予定施設の利用者登録申請を行ってください。どちらも奈良スーパーアプリのWebページから手続きができます。町内の施設の利用者登録申請は令和7年10月1日から可能です。審査には数日かかる場合がありますので、お早めに登録申請をお願いします。





募集

## 第1回 三宅町「人権学習講座」

☎ 教育総務課 ☎0745-44-3079

2024年7月3日、最高裁大法廷において、旧優生保護法は「違憲」であると国に賠償命令を言い渡しました。判決文では「国は間違った法律を作った。国がしたことは差別で除斥期間を適用することは正義・公正の理念に反し、認められない」と書かれています。2018年に訴えを起こしたのをきっかけに全国で39人が声を上げたこの裁判。仙台・東京など各地の裁判をたくさんの支援者とひまわりピープルファーストのメンバーは共に全国を駆け回り、闘い抜きました。

演 題：「旧優生保護法国家賠償請求裁判の支援から（仮題）」  
講 師：ひまわりピープルファーストのメンバーと支援員のみなさん  
日 時：10月2日（木） 13時30分～15時30分  
場 所：三宅町交流まちづくりセンターMiiMo



新コーナー

## 「家族アルバム」スタート！

☎ 未来共創室 ☎0745-44-3082

### ～家族の“何気ない日常”を広報誌で紹介しませんか？～

三宅町では、これまで広報誌で赤ちゃんの写真を紹介する「すくすく」コーナーを掲載してきました。このたび、その企画をリニューアルし、より多くの町民の皆さんに参加いただける新コーナー「家族アルバム」としてスタートします！

このコーナーでは、赤ちゃんに限らず、きょうだいや保護者、祖父母、ペットも含めた「家族」をテーマにした写真を募集し、町のみんなの“ふだんの暮らし”を紙面でご紹介します。

たとえば、初めて歩いた日のお子さんの笑顔、家族でピクニックを楽しむ一場面、親子三世代のスナップなど……。

#### 【募集内容】

対象写真：家族をテーマにした写真（赤ちゃん、きょうだい、祖父母、ペットとの写真など）

添える言葉：ひとことメッセージ（20文字以内）

名前表記：実名またはニックネーム可

応募方法：下記メールアドレスに、写真とメッセージ、氏名（ニックネーム可）をお送りください。

宛 先：未来共創室  
(koho@town.miyake.lg.jp)

※写真に写っているすべての方の掲載同意を得てください。

#### 【掲載時期】

広報みやけへの掲載は、年4回、12月・3月・6月・9月を予定しています。

応募多数の場合は次号以降に掲載させていただく場合があります。

「これはうちの家族や！」「あ、〇〇さん家のワンちゃんや！」

そんな声が聞こえてくるような、笑顔あふれる紙面をめざしています。

みなさまの一枚、ぜひご応募ください！

広告

タクシーのご用命は

# 三宅交通

奈良県磯城郡三宅町屏風73番地  
フリーダイヤル 0120-4567-12  
☎ 0745-44-4000

乗務員  
募集中

葬儀一式・寝台車

はなきち

# 花吉葬祭

三宅町伴堂551 ☎44-0232 FAX 44-1379

光ホール 三宅町屏風103-1  
☎ 42-1027 FAX 42-1028

## 令和8年「二十歳のつどい」 開催のご案内

☎ 教育総務課 ☎0745-44-3079

令和8年「二十歳のつどい」を開催します。対象となる方には11月末までに案内状をお送りします。

**日 時:** 令和8年1月12日(月・祝)  
**場 所:** 三宅町文化ホール  
**料 金:** 入場無料  
**対 象:** 平成17年(2005年)4月2日から平成18年(2006年)4月1日生まれで、令和7年10月1日時点で三宅町に住民登録されている方

**申込方法:** Webフォーム

**申込期間:** 10月1日(水)～10月31日(金)

※式典の参加についてはWebフォームより申込みを受け付けます。対象となる方で案内状が届かない方、また町外へ転出された方で式典への参加を希望される方も、併せてWebフォームよりお申し込みください。ご不明な点やご質問等がありましたら、教育委員会事務局までご連絡ください。

URL

<https://docs.google.com/forms/d/1lLZOzvmMsn8Q52MFow6PlsunwMhSN5I3qgSxQzAXPRE/edit>

Webフォームは  
こちらから



## 令和7年度 三宅町総合防災訓練の開催

☎ 総務課 ☎0745-44-2001

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の一部が三宅町体育館で行われます。この訓練は県内及び近畿府県等の防災関係機関、関係団体が合同で訓練を実施し、災害時における機関相互の連携を深め、広域的な応援・受援体制の充実強化を図るとともに県民の防災意識の高揚を図ることを目的としています。

三宅町では、避難所開設・運営訓練や災害ボランティアセンター運営訓練、避難所アセスメント訓練などを奈良県防災士会や三宅町社会福祉協議会、奈良県等の各種団体に協力いただき令和7年度三宅町総合防災訓練を兼ねて実施いたします。また、自衛隊による炊き出しも行う予定ですのでぜひ参加ください。

※炊き出しの開始時刻は未定であり、数量に限りがありますのでなくなり次第終了となります。

※会場には自転車や徒歩での来場をお願いします。

※体育館はスリッパや上靴が必要となります。ご持参ください。

※各訓練とも人数の都合で見学のみとなる場合もあります。

**日 時:** 10月26日(日) 9時～11時

**場 所:** 三宅町体育館

**対 象:** 全町民

**申込方法:** 自由参加 **参加費無料**

## 第30回 石見文庫おはなし会

人形劇・影絵・紙芝居など、おとも子どもも楽しめるおはなしがいっぱい!

今年は30回の節目のおはなし会です。

たくさんの方のご来場をお待ちしております。



**日 時:** 11月9日(日) 10時～11時30分

**場 所:** 石見公民館(駐車場若干あり)

**対 象:** 三宅町内外の方

**料 金:** 無料

**申込方法:** 不要

**後 援:** 石見自治会・三宅町・三宅町教育委員会

☎ 石見公民館

☎0745-44-0035

(月曜日～金曜日 9時～12時)



## 令和7年度 三宅町文化祭を開催します

☎ 教育総務課 ☎0745-44-3079

### 三宅町文化祭を 11月1日(土)に開催

ダンス・舞踊・楽器演奏などの舞台発表や、絵画・工芸などの作品展示、模擬店の出店もあります。会場への入場は無料です。

皆さまのご来場をお待ちしています。

開催場所：【芸能部門】 文化ホール  
【模擬店部門】 文化ホール前駐車場  
【展示部門】 MiiMoホール

主催：三宅町文化協会、三宅町、  
三宅町教育委員会  
※時間など詳細は、広報10月号折込の  
「三宅町文化祭プログラム」をご確認  
ください。  
※荒天が予想される場合、11月8日(土)  
に延期します。

### 文化祭の開催に伴い、 文化ホール前駐車場を閉鎖します

役場やMiiMoへ車でお越しの際は、三宅町商工会南側の駐車場をご利用ください。

駐車場の台数に限りがありますので、文化祭へは自転車か徒歩での来場をお願いします。

皆さまにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

#### 閉鎖する場所

文化ホール前駐車場(MiiMo広場西側)

#### 閉鎖する期間

10月31日(金) 15時～11月1日(土) 18時

※荒天により文化祭が延期となる場合

11月7日(金) 15時～11月8日(土) 18時

## 突然の指の痛みと内出血をきたすアヘンバツハ

☎ 奈良県医師会 ☎0744-22-8502

突然に指にチクツとかズキツとした痛みを感じて、そのあと指が腫れて紫色の内出血のあざになって、指が突っ張ったような感じになったことはありませんか？それはアヘンバツハ症候群と呼ばれる疾患で、悪性の疾患ではなく自然に治るため心配はありません。

指をどこかにぶつけたり、荷物を持ったりすることがきっかけになることがあります。とくに誘因がなく自然にできることもあります。容器の開け閉めや水道の蛇口をひねったりする動作で起こることもあります。

中年以降の女性に多いといわれていますが、若い人でも男性でも起こります。手のひらや足の指や足の裏に

できることもあります。女性に多いのは炊事や掃除や買い物で手を使う動作が多いことが関係しているようですが、原因はよくわかっていません。加齢により血管が弱くなっているのが原因の一つともいわれていますが、検査をしても異常は見つかりません。

同じ部位や他の部位に繰り返し起こることがありますが、数日間から数週間で自然に治癒します。手や足の指以外の部位に内出血がみられたり、腫れが悪化し痛みが増加するようならほかの病気も考えられ、血液やレントゲン検査などが必要になることもあります。多くの場合は検査も治療も不要で経過観察だけで大丈夫です。

### 「広報みやけ」に広告掲載しませんか？

毎月3200部発行の「広報みやけ」では有料広告を募集しています。お店や会社の広告いかがですか？

- 掲載料(1枠) 町内業者 3,000円/月  
町外業者 5,000円/月
- 広告規格 1枠 縦49mm×横87mm  
※複数枠申込可



詳しくは未来共創室までお問い合わせください。

☎ 未来共創室 ☎0745-44-3082

ハンドメイドやアート作品を集めた手作り市

秋フェスタ 2025

手作り雑貨市と 食しん坊 マルシェ

happy Halloween

同時開催 紙飛行機大会 初回参加費無料 景品あり！失着50名様

日時 2025 10月26日 10:30～16:00

場所 三宅町交流まちづくりセンター MiiMo (MiiMoホール&広場)

暮らしの隣にアートを。

ならみやけ アートクラフトフェア & マルシェ

QRコード

☎ 080-1984-0746 ならみやけアートクラフトフェア&マルシェ実行委員会

# 「副業詐欺」に注意！



☎ 天理警察署 ☎0743-62-0110  
天理警察署田原本警察庁舎  
☎0744-33-0110

InstagramなどのSNSで商品のPRなどの副業を勧誘する副業詐欺が多発しています。

(手口)

- ①ダイレクトメールで、「YouTubeやInstagramで商品のPRをしてもらうだけの簡単な仕事をしませんか、報酬は事前にお支払いします。」という副業勧誘を受ける。
- ②偽サイト上で報酬が入金されたように見せられる。
- ③報酬を受け取るためには、お金を振り込む必要があると指示される。
- ④詐欺と気づくまで、何度もお金を振り込まされて被害が発覚する。

## （被害防止ポイント）

SNSで商品PRの副業を求めるメッセージや「報酬先払い」「案線・簡単・高収入」というワードは詐欺を疑ってください。

## 【奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」の登録を！】

- ・奈良県警察では、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺に関する情報を「ナポリス」により逐次配信しています。
- ・自分や家族の大切な資産を守るため、「ナポリス」で最新の情報を手に入れましょう。

「ナポリス」は  
こちらから



## 人権コラム

# 家庭の中の人権『カラフル』を上映

☎ 教育総務課 ☎0745-44-2210

今年の地区別懇談会では、家庭の中の人権『カラフル』を見て懇談します。

「人権」の問題は、「人間」の問題です。私たち一人一人が生きていく日々の中に存在します。気付かずにいると、知らず知らずのうちに他者の人権を侵害してしまうこともあります。そして、人権に対する意識の基盤は、家庭の中で育まれていきます。

このビデオ『カラフル』では、両親と人生の巣立ちの時を迎えた子どもたちの会話を通じて、家庭の中にある人権課題を取り上げています。

ぜひ、各自治会で開催される地区別懇談会に参加していただき、「人権」に対する意識と知識を高めていただき、家庭内で話し合うきっかけとしてお役立ててください。

以下は、『カラフル』の紹介です。

主人公、福沢聡は大手商社に勤めながら、妻の優子と、2人の子どものともに暮らしている。一見順風満帆な生活を送っている聡の最近の気持ちは、就職後すぐに会社を辞めてしまい、再就職しようともせずに、フリーターを続けている息子・一馬のこと。また就活中の娘・愛美も社会や人間に対する考え方がまだ未熟で、端から見ていると危

なっかしい。

ある日の休日、いつまでアルバイトが続けるのか問う聡に、一馬は今のバーの仕事が向いており、将来的にはバーテンダーを目指すと答えた。それを聞いた聡は、たかが水商売のアルバイト、もっと真剣に考えろと激高するが、珍しく一馬は声を荒げて自分の決意が本気である事を伝える。「俺、いい会社に入って、いい給料をもらっても、幸せだっと思えなかった。そういう人間もいるんだよ。」そういう人間もいる…その言葉は、聡の元部下の蓬田麻衣子が発した言葉と同じだった。先日、麻衣子の女性向け新規プロジェクトのリーダー就任祝いの席で、聡は麻衣子から自身が性同一性障害であることから、このプロジェクトを降りるべきではないかと相談されていた。性同一性障害について知識もない聡は、適切なアドバイスを麻衣子にする事ができなかった。それ以来、心の落ち着かない日々を送る聡。そんな聡に、妻の優子が語りかける「いろんな人がいたほうがカラフルでいいじゃない」会社も社会も多様な人間で成り立つ事を知った二人は改めて、息子ときちんと向き合う事を決意するのだった。

## てんいち先生





大和まほろば広域定住自立圏の市町村のつながりを深めるために、圏域市町村(天理市・山添村・川西町・三宅町・田原本町) 広報紙の偶数月号に「大和まほろば圏域ニュース」を掲載しています。

過去の十六市の様子

## たわらもと十六市を開催！

開催日時：10月19日(日) 9時30分～15時

開催場所：田原本町イベント広場、浄照寺など

問い合わせ：田原本町商工会

☎0744-32-2552

HPIはこちら



昭和20年頃まで毎月16日にお寺で法話や説法会が開かれ、市ができたことが由来とされる十六市。今は地域活性化を目的に、屋台出店や大釜振る舞い、演舞や吹奏楽が実施されます。会場は田原本駅から近いので、来てみてぜひ一緒に盛り上がりましょう！



## 手・足のしびれ いやですよねえ

国保中央病院より  
院長・整形外科 佐本憲宏

手や足のしびれは一般的な症状の一つですが、なかなか原因が特定できず、また長引くことが多いため、非常に嫌な症状の一つです。

原因には脳や頸椎などの脊椎、体幹などから症状があるものもあります。今回ご紹介するのは、末梢神経ちゅうぶかんとしやうこうぐんについての疾患で肘関節の内側の肘部管症候群、手関節の掌側の手根管症候群しゅこんかんしやうこうぐん、そして足の足根管症候群そくこんかんしやうこうぐんです。これらは靱帯や腱を支える組織や膜などによって神経が圧迫されて、症状が発現します。

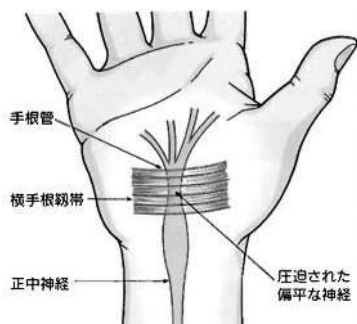
これらの症状については、手首から指先の掌側の示指・中指・環指がしびれる手根管症候群しゅこんかんしやうこうぐん、掌の環指と小指がしびれる肘部管症候群ちゅうぶかんしやうこうぐん(尺骨神経麻痺)、足では足の裏の中間から足指先までしびれる足根管症候群そくこんかんしやうこうぐんなどがあります。

その診断には神経伝導速度計測器などの特殊な機器が必要で、今までは、当院では他院へわざわざ紹介して検査を依頼して、皆さんにご不便をかけるとともに、診断に時間がかかり、ご負担をかけることとなっていました。

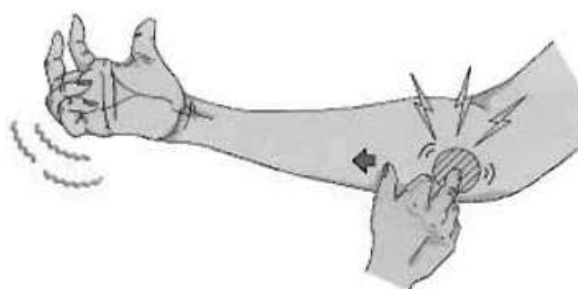
今回その伝導速度計測の器械を購入し、当院で検査と診断を完結させることができるようになりました。痛い検査などではなく、簡便な検査であり、20～30分で終了します。

上記のような症状があり、お困りの患者さんはどうぞ整形外科外来を受診していただければと思います。

① 手根管症候群（正中神経）



② 肘部管症候群（尺骨神経）



③ 足根管症候群（脛骨神経）



出典：日本整形外科学会、日本足の外科学会ホームページ

## 地域おこし協力隊 活動日誌

10月の担当  
田中 友悟

### ◎時間と場所を超える関係人口

日本各地で「関係人口」という言葉がひろがりを見せている。移住か観光かという二項対立を超え、地域にゆるやかに関わる多様な人びとのあり方を指す概念として登場したこの言葉は、国の政策のみならず、企業の新規事業や個人の価値観にまで影響を与えている。人口減少社会において、地域の担い手をどのように見出すかという問いは日本全体が抱える課題だと言える。

そこで問い直すべきは「関係」とは何かである。従来の議論は、地域の外にいる人びとをいかに呼び込み、関わりをもってもらえるかに焦点が当てられてきた。しかし、真に持続的なまちをかたちづくるのは、外から訪れる人の数だけではなく、まちの中で育まれる関係の質や深さにほかならない。日本各地とのつながりを広げることと同時に、地域の中でひととまちの結びつきを強化していく視点が不可欠だ。

さらに重要なのは、この「関係」という概念を時間の軸にひろげて考えてみることだろう。先人たちが築いてきた土地の歴史をいかに継承するか。これから生まれ、未来の町を担うであろう子どもたちに何を手渡せるのか。横の広がりにも偏重しがちな現状の議論に対して、縦の関

係性——過去と未来とつながる想像力——をもつことが、その場所に固有の記憶やアイデンティティを照らし出す。これからのまちづくりに必要なのは、いまここに閉じるのではなく、祖先や未来世代を含めた関係人口との絡まり合いなのだろう。

このまちを構成している縦糸と横糸のほつれを編み直すとなれば、私たちは、あなたはいったい何ができるのだろうか。最近、ぼくはそんなことを考えている。



## 消費生活相談

### 「分電盤の点検に行きます。」 の電話から始まる勧誘に注意しましょう

☎ 産業共創課 ☎ 0745-44-3071

分電盤は、内部に屋内配線の安全確保等のためのブレーカー等が内蔵されており、一般的に玄関や洗面所等に設置されています。業者が電話等で突然、分電盤やブレーカーの点検を持ちかけて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる。」などと不安をあおり、その場で分電盤の交換を迫る手口がみられます。自治体からの補助が出るからと高額なブレーカーの契約を迫る例もあります。

#### 【相談事例】

- ・電力会社の委託を受けたという業者の点検後に交換工事を契約したが、委託というのはうそだった。
  - ・不安をあおられ分電盤の交換契約をしたが、高額なのでやめたい。
- 〈国民生活センター発表〉

#### 【消費者へのアドバイス】

- ・分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘するようなことはありません。
- ・点検を持ちかける突然の電話や訪問には注意しましょう。

|                                            |                            |                      |                                                                                                     |                                                                |
|--------------------------------------------|----------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 消費生活<br>相談窓口<br>(川西町との<br>広域連携事業)<br>毎週火曜日 | 10月7日(火)21日(火)<br>10時～15時  | 川西町役場<br>2階<br>図書室   | 消費生活(売買や賃貸借<br>などの契約に関すること<br>など)について/相談員:<br>消費生活相談員(国から<br>認定)<br>※川西町と三宅町ともに<br>同じ相談員が対応しま<br>す。 | 川西町役場<br>住民保険課<br>☎ 0745 (44) 2611                             |
|                                            | 10月14日(火)28日(火)<br>10時～15時 | 三宅町役場<br>3階<br>第2会議室 |                                                                                                     | 三宅町役場<br>産業共創課<br>☎ 0745 (44) 3071<br>相談専用<br>☎ 0745 (43) 3588 |



## 100歳おめでとうございます

本年度中に100歳を迎えられる2名の方に、内閣と奈良県、三宅町から100歳のお祝い記念品をお贈りしました。

これからもお元気で長生きされますことをお祈りいたします。



森田 俊男さん  
(大正15年3月12日生)



片岡 清子さん  
(大正14年11月16日生)

## 古希(70歳)・米寿(88歳)の方へ

三宅町オリジナルのギフトカタログ「みやけセレクト」をお贈りしています。

「みやけセレクト」は町内の企業・事業所様にご協力いただき完成しました。

いろいろなジャンルのお品から選んでいただけます。ぜひご活用ください。

## 第54回シニア県展で、最高齢者賞を受賞!

8月30日～9月3日に大和高田市文化会館(さざんかホール)で開催された第54回シニア県展で、土屋福栄さんが「最高齢者賞」を受賞されました。



受賞作品  
土屋福栄さん「生きる」



☎ 住民福祉課 ☎ 0745-44-3037

8月26日

## 「夏休み 子どもクッキング教室」を開催しました!

あざさ苑で「夏休み 子どもクッキング教室」を開催しました!

総勢9人のみんなで、わいわい楽しく料理を作ったり、食について勉強したり、ビンゴゲームをしたり♪

今年は「おにぎり3きょうだい・コーンシュウマイ・キャベツとツナのいそべあえ・豆苗とエリンギのスープ・ミルクゼリー」を作りました(^^)

☎ 健康子ども課 ☎ 0745-43-3580



8月18日

## 農地パトロールを行いました!

農業委員会の活動の一つである「農地パトロール(利用状況調査)」を実施しました。

農地パトロールとは、遊休農地の解消及び違反転用の早期発見などを目的に、三宅町内全域の農地を巡回するものです。

問題のある農地については、所有者の意向調査等を行う場合があります。三宅町の大切な農地を守っていくため、今後とも農業委員会の活動に、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

☎ 産業共創課 ☎ 0745-44-3071



令和  
8年度

## 三宅幼児園・保育所(園)

# 入園案内

令和8年4月1日から新たに入園を希望される方はお申し込みください。

### 幼保連携認定こども園 三宅幼児園

#### 保育認定を受けての入園(2号、3号認定入園)

対象年齢 生後6カ月～小学校就学前まで  
(令和2年4月2日～令和7年10月1日生)

#### 教育標準認定を受けての入園(1号認定入園)

対象年齢 3歳児～5歳児  
(令和2年4月2日～令和5年4月1日生)



#### 提出書類

- ☐教育・保育給付認定申請書兼利用申請書
- ☐個人番号提供書
- ☐保育料授業料口座振替希望金融機関及びバス利用希望調べ(三宅幼児園希望者のみ)
- ☐勤務証明書等(保育の必要性を証明する書類)

※勤務証明書は勤務先にご記入いただく必要があります。  
※教育標準時間認定での申込の場合は必要ありません。

### 小規模保育施設

### ひまわりのたね保育所

#### 保育認定を受けての入園(2号、3号認定入園)

対象年齢 生後6カ月～2歳児まで  
(令和5年4月2日～令和7年10月1日生)

#### 入所基準

事情により保育の必要性の認定を受け、  
児童をご家庭において保育することが  
できないと認められる場合。

※詳細は三宅町ホームページをご確認ください。

#### 受付期間

11月4日(火)～  
11月14日(金)

8時30分～17時15分  
(土日祝を除く)

#### 申込書類

10月1日(水)から

健康子ども課窓口または  
三宅町ホームページで  
配布します。

※申請受付時間でどうしても  
都合がつかない場合は、健康子ども課へご相  
談ください。

#### その他

#### ■新たに町外の保育所(園)・認定こども園への 入園申込をされる場合

健康子ども課での入園手続きが必要です。利用希望の施設がある  
市町村に申込期日を確認のうえ、健康子ども課へご相談ください。

#### ■引き続き町外の保育所(園)・認定こども園に 通園を希望される場合

郵送する申請書類にご記入のうえ、郵送書類に記載している受付期  
間中に健康子ども課へ提出してください。

#### ■引き続き三宅幼児園、ひまわりのたね保育所 に通園される場合

後日三宅幼児園で配布する申請書類にご記入のうえ、11月28日  
(金)までに、健康子ども課へ提出してください。





## 子育て掲示板

問 健康子ども課（あざさ苑内） ☎0745-43-3580

### ふくろうランド

#### 子どもの成長ってすごい!パート2

～子どもの健やかな成長のために、ママ・パパができること～

子どもの成長には個人差があります。個々の成長に合わせた関わりが大事です。公認心理師に、相談してみよう!

- ▶日 時 10月9日(木)10時～12時(受付:9時30分～)
- ▶対 象 妊娠中のママ～生後1歳頃までのお子さんと保護者
- ▶定 員 10組
- ▶持 ち 物 母子健康手帳、バスタオル
- ▶開催場所 保健福祉施設あざさ苑1階集団指導室
- ▶料 金 無料
- ▶申込方法 電話またはメール
- ▶申込期間 10月8日(水)17時まで

問 健康子ども課 ☎0745-43-3580

### スキップランド

#### 栄養のお話

～食事の困りごと相談会～

少食、ムラ食い、好き嫌い、偏食など、お子さんの食事のことで困り事はありませんか?管理栄養士に相談してみましょう。

- ▶日 時 10月23日(木)10時～12時(受付:9時50分～)
- ▶対 象 生後1歳すぎ～幼稚園就園前のお子さんと保護者
- ▶定 員 5組
- ▶開催場所 子育て世代包括支援センタースマイル(MiiMo3階)
- ▶料 金 無料
- ▶申込方法 電話またはスマイルのInstagramのDMでも可能です
- ▶申込期間 10月22日(水)17時まで

問 申 子育て世代包括支援センター スマイル ☎0745-43-0667



### 子どもの健診

| 対象                             | 日程       | 受付時間          | 持ち物                                           |
|--------------------------------|----------|---------------|-----------------------------------------------|
| 9～11か月児健診<br>(R6.10.9～R7.1.7生) | 10/7(火)  | 13時00分～13時15分 | 母子手帳、<br>問診票、<br>バスタオル<br>(乳児のみ)、<br>尿(3歳児のみ) |
| 1歳6か月児健診<br>(R6.2.6～R6.5.11生)  | 11/11(火) |               |                                               |
| 3歳8か月健診<br>(R3.12.20～R4.3.25)  | 11/25(火) |               |                                               |

場所：三宅町健康子ども課内(保健福祉施設あざさ苑1階) 料金：無料  
大切な健診なので、必ず受けましょう。欠席の場合は、別日を案内しますので、必ず連絡ください。郵送での個別案内はありません。電子母子手帳アプリ「みやけっこ」での案内となります。最近転入された等、問診票をお持ちでない方はご連絡ください。

問 健康子ども課 ☎0745-43-3580

### 三宅町子ども家庭総合相談窓口

保健師・公認心理師・社会福祉士の専門職が連携し、出産前後の母と子へのサポートや、育児やしつけなどの子育て相談、発達や子どもの困った行動などの相談、ひとり親家庭相談など様々な子育てに関する相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

●三宅町子ども家庭総合相談窓口(代表番号)

☎0745-43-3580

●親と子のほけん室(保健師)

☎090-9726-0568

●子育てお悩み相談室

☎080-5724-6212

## 子育て世代包括支援センター スマイル

問 申 スマイル(交流まちづくりセンター MiiMo3 階)  
☎0745-43-0667

### ふれあい広場

|                                      |          |                          |
|--------------------------------------|----------|--------------------------|
| 【ラッコ組】<br>満6か月～<br>5歳児の在宅児と<br>その保護者 | 10/8(水)  | 遠足(馬見丘陵公園)<br>雨天:10/15順延 |
|                                      | 10/22(水) | ハロウィンパーティー<br>誕生会        |

時間:10時～12時 ※要予約

### パパママ広場

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 10/29(水)<br>10時～12時 | 内容:ヨガ体験<br>先着7組 |
|---------------------|-----------------|

### 一時預かり:コアラの部屋

|                    |                                                                     |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 10/14(火)<br>9時～16時 | 満6か月からのお子様をスマイルでお預かりします。利用人数は、最大3名までとなります。料金などの詳細は、予約時にご確認ください。※要予約 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|

### スマイルパーク

|                         |                                                          |
|-------------------------|----------------------------------------------------------|
| 毎週<br>金曜日<br>10時～11時30分 | 三宅幼稚園の園庭の遊具や砂場で遊びます。(天候や気温によってはスマイルDayに変更する場合があります。)※要予約 |
|-------------------------|----------------------------------------------------------|

### 対象

町内在住の満6か月から就学前の児とその保護者、妊婦(里帰り出産を含む)  
※初めて利用される方は初回利用時に、安全共済掛金を徴収します。(1人100円)



スマイル  
Instagram

### スマイルDay

スマイルの部屋を自由開放しています。お家の方と一緒に遊びに来ませんか。※お昼ご飯も持参していただけます。※土日祝を除きます

### 土曜日スマイルDay

|                                  |                                                                                              |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10/4(土)<br>10/18(土)<br>9時30分～12時 | <利用時間> 9時30分～12時<br><利 用 者> 町内在住の就園児含む<br>5歳児以下とその家族<br>※毎月第1、第3土曜日(祝日除く)にスマイルの部屋を自由開放しています。 |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|

### スキップランド

|                     |                                                     |
|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 10/23(木)<br>10時～12時 | 1歳を過ぎた子どもと保護者が参加できます。保健師が子どもの発育や食事の相談に応じてくれます。 ※要予約 |
|---------------------|-----------------------------------------------------|



気軽にご参加くださいね。お待ちしております。



ビッグバン!!  
~輝け!僕たち私たち!~

# 光のバレー

2025.11.01(土)  
14:00~20:00  
三宅小学校